

坂東市新庁舎建設基本構想



平成24年11月

目 次

1	庁舎の現状	1
2	新庁舎建設の必要性	7
3	新庁舎建設の基本的な考え方	9
4	新庁舎の規模	11
5	新庁舎の位置	17
6	新庁舎の機能	19
7	新庁舎建設の財源	21
8	新庁舎建設の時期	23
9	既存庁舎の利活用	24

1 庁舎の現状

(1) 庁舎の位置

本市は、茨城県の南西部に位置し、総面積は 123.18k㎡、東西約 12km、南北約 20km で、南北に細長い形状をしています。平成 17 年 3 月の合併以来、分庁方式を採用しており、主に岩井庁舎と猿島庁舎において業務を行っています。

図1 庁舎の位置



(2) 庁舎の現状

本市の庁舎の状況は、表1のとおりです。業務の中心となっている岩井庁舎は建築後51年、猿島庁舎は建築後47年が経過し、ともに老朽化が進んでいる状況にあります。

また、岩井庁舎は東日本大震災により被害を受け、耐震性が低く安全性に問題があるため、仮設庁舎を建設し業務の一部を行っています。

表1 庁舎の状況

庁 舎	完成年月	構 造	延べ床面積	階 数
岩井庁舎	昭和36年6月	鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造)	2,001.04 m ² * ¹	地上3階 地下1階
岩井 第一分庁舎	昭和62年3月	鉄骨造	500.00 m ²	地上2階
岩井 第二分庁舎	平成元年3月	鉄骨造	331.97 m ²	地上2階
岩井 第三分庁舎	平成17年3月	鉄骨造	268.82 m ²	地上2階
岩井 附属庁舎	昭和55年11月* ²	鉄骨造	506.86 m ²	平 屋
猿島庁舎	昭和40年7月	鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造)	2,048.37 m ² * ³	地上2階

※ 1. 岩井庁舎の延べ床面積は、望楼撤去前のもの。2. 岩井附属庁舎は、平成10年2月に取得。

3. 猿島庁舎は、昭和61年に議会棟を増設。

図2 被災前の岩井庁舎



図3 望楼部分の亀裂



※ 望楼部分は、平成23年4月に撤去

(3) 部課の配置

平成24年4月1日現在の、部及び課の配置は表2のとおりです。行政機能の大部分は、岩井庁舎と猿島庁舎に配置されていますが、庁舎が狭いため、一部については出先機関を使用して業務を行っています。

表2 庁舎別部課の配置

庁舎等	部 課 名
岩井庁舎	総務部：総務課、課税課、収納課、交通防災課 企画部：企画課、財政課、管財課、市民協働課、特定事業推進課 市民生活部：市民サービス課、保険年金課、生活環境課 産業経済部：商工観光課 都市建設部：道路課、都市整備課 上記以外：秘書広聴課、会計課、監査委員事務局
猿島庁舎	市民生活部：窓口センター 保健福祉部：社会福祉課、子育て支援課、介護福祉課 産業経済部：農政課、農村整備課 市議会：議会事務局※ 教育委員会：学校教育課、生涯学習課（猿島公民館）、指導課 農業委員会：農業委員会事務局
出先機関	保健福祉部：介護福祉課（岩井福祉センター） 保健センター（岩井保健センター） 都市建設部：下水道課（岩井浄化センター） 教育委員会：学校教育課（給食センター）、生涯学習課（岩井体育館） 岩井公民館、市民音楽ホール、図書館、猿島資料館 上記以外：水道課（岩井浄水場）

※ 市議会については、平成23年5月より猿島庁舎へ移動。

(4) 現庁舎の課題

現庁舎の課題について、施設と分庁方式の両方の面から整理すると、次のとおりです。

① 施設の課題

ア 施設の老朽化

岩井庁舎は昭和 36 年 6 月、猿島庁舎は昭和 40 年 7 月の建築で、どちらの庁舎も老朽化が進んでいます。

イ 施設の狭あい化

合併前の岩井市では、庁舎が狭あいであったため、業務の拡大に対し分庁舎を建設し対応してきました。この結果、複数の建物が配置され、市民にとって分かりにくい庁舎配置となっていました。

合併後は分庁方式を採用したことから、行政組織を岩井庁舎と猿島庁舎の両方の庁舎に分散配置しましたが、全部の組織を収容することができなかつたため、公民館等の施設を利用して業務を行っています。

また、窓口は十分なスペースが確保されていないため、混雑時にはすれ違いに支障が生じる状況にあり、順番待ちをする椅子なども十分に設置できておりませんでした。

さらに、会議室や相談室が十分に確保できないため、プライバシーに関わる相談等についても、事務室内で行っている状況にあります。

ウ 東日本大震災による庁舎機能の低下

岩井庁舎は、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災により被害を受け、特に望楼部分は倒壊の危険性が高まったため、震災直後に撤去しました。(図 3)

また、梁や柱に多数の亀裂が入り耐震性が低い状況となったため、前庭駐車場に仮設庁舎を建設し、平成 23 年 5 月より業務の一部を行っています。

図 4 柱に入った亀裂



図 5 仮設庁舎



市庁舎は、災害が発生した際には、被害状況の収集や復旧復興対策の拠点としての機能を発揮する必要がありますが、現状においては防災拠点としての役割を十分に果たすことができない状況にあります。

エ 高齢者や障がい者等への対応

市役所などの公共施設では、高齢者や障がいのある方に対する動線の確保（段差の解消やエレベータの設置等）が必要となります。猿島庁舎はエレベータが設置されていますが、岩井庁舎には設置されておらず、高齢者や障がいのある方が、階段を使わなければならない状況にあります。

また、車いすを利用する方が、車いすのまま利用できるローカウンターの窓口や、多目的トイレも十分に整備されていない状況にあります。

さらに、小さなお子さんを連れた方がオムツを替えたり、授乳をするスペースも確保されておられません。

② 分庁方式の課題

ア 行政組織の分散化による業務効率の低下

行政組織が、複数の庁舎と施設に分散配置されているため、職員が会議や決裁のために庁舎間を移動する必要が生じており、業務効率の面で支障をきたしているとともに、住民サービスの面でも迅速な対応ができない状況が生じています。

また、東日本大震災のような大規模災害が発生した場合には、通信障害等により指揮系統が分断され、組織的な対応が阻害される可能性があります。

イ 窓口の分散化による市民サービスの低下

行政組織が分散化していることから、市民にとって自分の用件はどこに行けば良いのか、分かりにくい状況となっています。

また、用件が複数の部署に関係する場合には、一つの庁舎で用件が完結しない場合もあり、市民が庁舎間を移動する必要が生じています。

ウ 庁舎間移動に伴う経費の発生

庁舎が分かれていることにより、職員が庁舎間を移動するために要する燃料費や人件費が発生しています。庁舎の維持管理に要する経費についても、庁舎を一本化することにより抑制できると見込まれています。

(5) 計画への位置づけ

新庁舎の建設について、市の上位計画では次のように位置づけています。

① 坂東市建設計画

合併後は分庁方式を採用することから、各庁舎については、配置される機能や財政的効率性を踏まえながら、必要な改修を行うのものとします。合併後の新庁舎の

建設位置については、概ね中心部とし、新市において協議するとともに、新庁舎建設後の既存庁舎については、地域の特性や住民意向を踏まえながら、各庁舎のあり方を検討し、有効活用を図ります。

② 坂東市総合計画（後期基本計画）

市民誰もが利用しやすく、防災拠点としての機能を備え、環境に配慮した機能的で効率的な庁舎の建設を、適正な庁舎規模に留意しながら検討を進めます。

2 新庁舎建設の必要性

(1) 住民サービスの向上

岩井庁舎と猿島庁舎の行政機能を補完する目的から、岩井地域では児童福祉センターに福祉関係の窓口を設置し、猿島地域では猿島庁舎に窓口センターを設置しています。両方の窓口においては、主に証明書の発行や申請受付等の業務を行っていますが、業務の詳しい内容等については本課において対応することとなるため、市民が両方の庁舎を移動する必要が生じています。

また、複数の部署に用件がある場合には、上記と同様に庁舎間を移動する必要が生じており、高齢者や障がいのある方、小さなお子さんがいる方などにとっては、大きな負担となっています。

このため、分散配置されている行政組織を一つにまとめ、複数の用件に対しても一箇所で済むような窓口を配置する必要があります。

(2) 利便性の向上

庁舎には、年齢や性別、国籍、障がいの有無など、様々な方が訪れることから、誰もが利用しやすい機能が必要です。しかし、現庁舎は老朽化が進んでおり実現できる範囲も限られています。このため、誰もが利用しやすい機能を装備した庁舎を建築し、利便性を向上させる必要があります。

また、会議室が十分に確保されていないことから、市民を交えた参加人数の多い会議等については、公民館等の施設を利用している状況にあります。会議室や相談室、市民が自由に利用できるスペースを整備することにより、効率的に業務を執り行うとともに、市民の行政への参画意識の高揚を図り、市民と協働したまちづくりを推進していく必要があります。

(3) 行政運営の効率化

現在、岩井庁舎は仮設庁舎において業務を行っており、事務スペースが極めて狭あいとなっています。また、仮設庁舎は仮設用プレハブであるため外壁や屋根が簡易であり、夏季及び冬季には外気の影響が大きいいため、冷暖房に要する経費が増えている状況にあります。

また、職員が会議や決裁、業務の調整等のために庁舎間を移動することにより、公用車の燃料費や職員の人件費など、本来必要のない経費が発生しています。

事務環境を改善し、効率的な事務と経費の節減を図るため、新庁舎の建設は緊急の課題となっています。

(4) 安全性の向上

市では住民記録や税金に関する情報など、膨大な量の個人情報や個人情報を毎日取り扱うとともに、長い期間に渡って保管しています。

また、岩井庁舎、猿島庁舎の両庁舎ともに、昭和 56 年 6 月に施行された新耐震基準以前の建物（猿島庁舎の一部については昭和 61 年に完成）で、構造上耐震性が低い状態にあります。

このため、不正侵入や不正アクセスに対して高いセキュリティ機能を有するとともに、耐震性に優れ、災害時には復旧復興対策の拠点となる庁舎を早急に建設する必要があります。

3 新庁舎建設の基本的な考え方

(1) 本庁方式の採用

- ① 現在の分庁方式の課題を踏まえ、住民サービスの向上、庁舎間移動や庁舎維持管理経費の節減、事務の効率化等を図るため、本庁方式を採用します。

(2) 安全・安心な庁舎

- ① 本市は首都直下型地震の被害想定地域にあり、大規模な災害が発生した場合、庁舎には災害対策本部が設置され、復旧復興対策の拠点となることから、優れた耐震性と防火性を備えた建物である必要があります。
- ② 災害対策本部では、多くの職員が災害情報収集や避難指示等の情報提供に従事するため、通信機器やコンピュータ等を使用することから、非常用電源や備蓄倉庫等の防災設備を整備します。
- ③ 庁舎には毎日数多くの人を訪れるとともに、膨大な量の個人情報等を保管していることから、庁舎への不正侵入や、コンピュータシステムへの不正アクセスに対し、十分なセキュリティ機能を装備します。

(3) 利用者に優しい庁舎

- ① 庁舎には年齢や性別、国籍、障がいの有無等に関係なく、毎日様々な人が訪れるため、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン※に配慮するものとします。

※ユニバーサルデザインとは、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすること。デザインを障がいのある方に限定していない点で「バリアフリー」とは異なる。

- ② 庁舎を訪れた人が、目的をスムーズに完了することができるよう、窓口や会議・イベント等の案内表示を充実するとともに、総合案内等の設置やワンストップサービス※の実現について検討します。

※ワンストップサービスとは、一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了できるように設計された行政サービス。

- ③ 市民が気軽に利用できるスペースを確保するとともに、市の情報等を容易に入手することができる機能を充実します。

(4) 環境に配慮した庁舎

- ① 地球温暖化の防止や省エネルギーに対応するため、太陽光発電などの自然エネルギーの活用や雨水利用など省資源対策のための、設備やシステムを積極的に取り入れます。

- ② 環境負荷の少ない建設材料を使用するなど、環境に優しい庁舎を目指します。
- ③ 庁舎敷地内の緑地確保に努め、住環境及び自然環境と調和のとれた庁舎とします。

(5) 効率的な庁舎

- ① 業務を効率的に行うために、適度な事務スペースを確保するとともに、関連する部署を近接して配置するものとします。
- ② 景気の低迷が続き、厳しい財政状況の中で庁舎を建設することから、機能性を重視し華美な要素をできるだけ排除することにより、建設費用の抑制に努めます。
- ③ 庁舎をより長く使用するため、将来の行政の変化に対応できる適応性を備えるとともに、維持管理が容易である必要があります。

(6) 新庁舎周辺の整備

- ① 本庁方式を採用することにより、来庁者の増加が見込まれることから、十分な駐車場を確保するとともに、アクセス道路の整備についても検討します。
- ② 空洞化が進む中心市街地について、酒蔵跡地の再開発と新庁舎の建設を一体的に考え、整備を行っていく必要があります。

4 新庁舎の規模

(1) 新庁舎に配置する部課及び職員数

新庁舎建設後は本庁方式とすることから、施設等を除き、原則すべての行政組織を本庁舎に集約することとします。新庁舎に配置する部課及び職員数については、表3のとおりです。

表3 新庁舎における部課の配置

部 課 名	人数	部 課 名	人数	部 課 名	人数
秘書広聴課	19	生活環境課	15	会計課	6
総務部		保健福祉部		水道課	12
総務課	17	社会福祉課	15	議会事務局	5
課税課	19	子育て支援課	8	教育委員会	
収納課	13	介護福祉課	19	学校教育課	10
交通防災課	6	保健センター	5	生涯学習課	15
企画部		産業経済部		指導課	4
企画課	11	農政課	16	農業委員会事務局	8
財政課	6	農村整備課	7	監査委員事務局	3
管財課	15	商工観光課	10	合計 348人	
市民協働課	5	都市建設部			
特定事業推進課	5	道路課	22		
市民生活部		都市計画課	11		
市民サービス課	15	下水道課	9		
保険年金課	17				

※人数は平成24年4月1日現在。

(2) 職員数の推計

本市では、平成17年12月に「坂東市定員適正化計画」を策定し、計画の最終年度の平成22年度には、合併時の職員数と比較して66人の削減を図りました。平成22年度に策定した2回目の「坂東市定員適正化計画」では、平成27年度までに16人(△3.5%)の削減を図ることを目標としています。

しかし、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案」や退

職共済年金の支給開始年齢が平成 25 年度以降、段階的に 60 歳から 65 歳へと引き上げられることに伴い、国家公務員に対する 60 歳からの再任用制度の活用が検討されており、60 歳からの雇用についての制度設計が定まっていない状況にあります。この状況については、地方公務員についても同様といえます。このため、今後の職員の退職・採用について推計することが、非常に難しい状況となっています。

一方では、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(「地域主権改革一括法」)が施行されるなど地方分権が推進されており、今後も国や県からの権限移譲による事務量が増えると思われています。

これらのことから、本市の職員数は平成 24 年 4 月 1 日における人数を基本として考えるものとします。

さらに、庁舎には正規の職員以外に臨時雇用の職員が勤務しています。臨時職員は、定員適正化計画により職員の採用を抑えていること、地方分権の推進による権限移譲により事務量が増加していることなどの理由から、徐々に増加しています。臨時職員の数については、各課の業務量が時期によって変わるため、年間を通じて一定数ではありません。このため、平成 24 年 4 月 1 日における人数(45 人)を基本として考えるものとします。

新庁舎に配置する職員数については、表 3 の合計人数から事務室に定位置を持たない職員(9 人)を差引き、特別職(3 人)、農業委員会会長、監査委員(2 人)、臨時職員(45 人)を加えた、390 人を想定します。

(3) 議員定数

議員定数については、平成 22 年第 3 回定例会(9 月)において「坂東市議会議員の定数を定める条例」が制定され、26 人から 22 人に削減されました。このことから、現在と同じ 22 人を想定します。

(4) 新庁舎の規模の算定

① 現在の庁舎の規模

平成 23 年 4 月 1 日時点における岩井庁舎、岩井第一分庁舎、岩井第二分庁舎、岩井第三分庁舎、岩井附属庁舎及び猿島庁舎の合計床面積は、5,657.06 m²となっています。用途別にみた床面積の状況は表 4 のとおりです。

職員 1 人当たりの床面積は 17.09 m²であり、非常に狭あいであるといえます。

表4 用途別床面積の状況

用途	床面積	備考
事務室	2,098.30 m ²	
倉庫	209.46 m ²	
会議室等	1,630.15 m ²	会議室、電話交換室、便所、給湯室等
玄関等	1,410.30 m ²	玄関、廊下、階段等
議事堂	308.85 m ²	議場、議員控室、議員談話室等
合計	5,657.06 m ²	

※議事堂の面積は、東日本大震災前の岩井庁舎における面積であり、現在使用している猿島庁舎の議場等の面積は会議室等に含まれている。

② 類似する自治体の状況

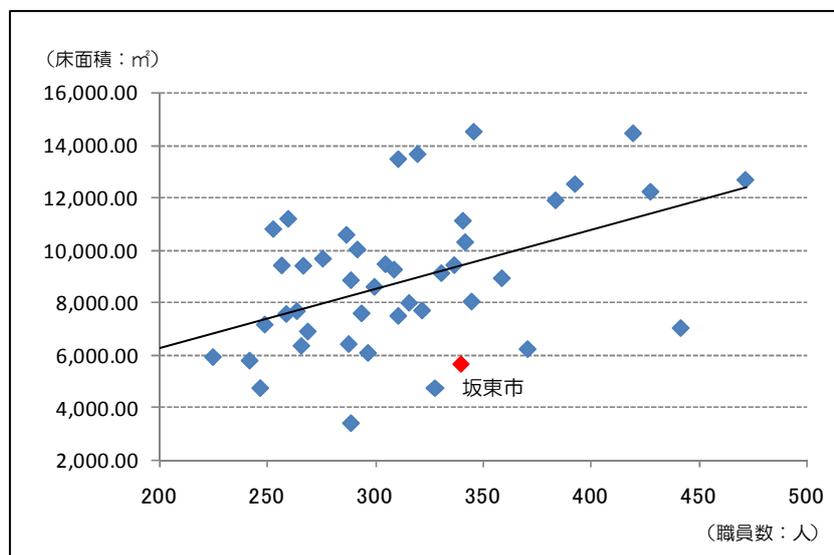
人口が4万人以上7万人未満の関東地方の市（45市）と、本市の近隣の3市2町の合計50市町に、平成23年12月に庁舎面積等に関する調査を実施しました。

人口が類似する自治体の職員数と、庁舎面積の状況については、図6のとおりです。

（調査の条件）

- ・平成23年4月1日の状況を調査
- ・床面積については、窓口のみを設置している支所、保健センターや図書館等の施設の面積は除く。
- ・職員数は全体の職員数ではなく、対象となった庁舎に勤務する職員数（常勤の臨時職員を含む。）とする。

図6 職員数と庁舎面積の状況



- ③ 新庁舎の規模について、総務省地方債同意等基準を参考とした算定、国土交通省新営一般庁舎面積算定基準を参考とした算定、類似する自治体のデータを参考とした算定と三つの方法により行いました。それぞれの方法の庁舎面積推計は表5のとおりです。

ア 総務省地方債同意等基準を参考とした算定

庁舎の建設に当たっては財源として地方債を充てることが認められており、その際の庁舎面積の基準として、総務省の地方債同意等基準運用要綱に起債対象となる標準面積が記載されています。この基準は、職員数をもとに事務室や会議室等の面積を求めるものとなっています。

総務省が示す標準面積には、市民交流のための面積や防災機能、福利厚生等のための面積が含まれていません。このため、総務省基準で求めた庁舎面積に、これらの付加機能分の面積として他自治体の例を参考として、庁舎面積の30%を加算するものとします。

イ 国土交通省新営一般庁舎面積算定基準を参考とした算定

国土交通省が示す新営一般庁舎面積算定基準は、各府省の営繕事務の合理化・効率化のために定められた基準で、職員数をもとに執務面積や附属面積（会議室、倉庫等）の面積を算出するものです。また、基準に含まれない議会機能や防災機能、福利厚生、市民交流等に要する面積については、固有面積として個別に積算し、執務室等の面積に加算するものです。

ウ 類似自治体のデータによる算定

人口規模が類似（人口4万人以上7万人未満）している関東地方の市（45市）と、坂東市の近隣の市町（3市2町）を対象として、庁舎の床面積等の状況について調査を行いました。この結果から職員1人当たりの床面積を求め、これに新庁舎で想定される職員数を乗じて新庁舎の面積を算出しました。

表5 庁舎面積の推計

算定方法	延べ床面積
総務省地方債同意等基準を参考とした算定	12,233 m ²
国土交通省新営一般庁舎面積算定基準を参考とした算定	11,903 m ²
類似自治体のデータによる算定	11,700 m ²

新庁舎の面積については、今後、新庁舎の姿をより具体化させていく過程で、より詳細な検討がなされていくものと考えられます。これらのことから、現時点における新庁舎面積は 12,000 m²程度と想定します。

(5) 駐車場台数の算定

① 現在の状況

岩井庁舎、猿島庁舎における駐車場の台数は、表6のとおりです。また、岩井庁舎に勤務する職員の一部については、岩井庁舎付近の民間駐車場を利用している者もいます。

表6 駐車場の状況

庁 舎	来庁者用	職員用	公用車用	合 計
岩井庁舎	152 台	146 台	57 台	355 台
猿島庁舎	64 台	158 台	54 台	276 台
合 計	216 台	304 台	111 台	631 台

※平成 24 年 4 月 1 日の状況

② 新庁舎における必要台数の推計

本市には鉄道駅がなく、路線バスについても、運行路線や便数が減少している状況にあります。市では、これらの状況に対応するため、コミュニティバスやデマンドタクシーの運行を行っていますが、通勤や買い物等の交通手段の中心は自家用車となっています。

また、新庁舎においては行政組織を集約し本庁方式とすることから、現在、施設において業務を行っている課についても、本庁舎で業務を行うこととなります。

このようなことから、新庁舎の建設に当たっては十分な駐車場を確保することが必要となります。

ア 来庁者用

岩井庁舎、猿島庁舎の来庁者用駐車場の台数に、新たに本庁舎に移動する課の分を加算して、250 台を想定します。

イ 職員用

民間の駐車場を利用する職員や、バイク・自転車により通勤する職員も見込まれることから、230 台を想定します。

ウ 公用車用

本市が所有する公用車の台数は 152 台ですが、このうち本庁舎に配置する公用車を約 90 台と想定します。

工 駐輪場

庁舎への交通手段としては自家用車が中心であり、バイクや自転車の利用は現況では 40 台程度となっています。バイクや自転車による来庁者は現況とあまり変化がないと見込まれますが、職員数が増えることから、現在の倍の台数（80 台程度）を想定します。

5 新庁舎の位置

(1) 新庁舎の位置

新庁舎の位置は、坂東市庁舎建設検討委員会（以下「検討委員会」という。）及び坂東市議会に設置された庁舎建設に関する調査特別委員会（以下「特別委員会」という。）において協議され、検討委員会からの「坂東市庁舎建設に係る検討状況中間報告書」、及び特別委員会からの「庁舎建設に関する調査特別委員会中間報告書」において、「岩井庁舎と隣接地」を新庁舎の建設位置とする旨の報告がなされました。

市では、この報告を受け、新庁舎建設の候補地について検討を行った結果、次の理由により「岩井庁舎と隣接地」を、新庁舎の建設位置に決定しました。新庁舎建設地の敷地の範囲は図7、土地所有の状況は表7のとおりです。

(建設地の選定理由)

- ・市有地が多く、新庁舎建設のための用地の確保が容易であること。
- ・概ね坂東市の中心に位置し、「坂東市建設計画」に記載されている内容に合致すること。
- ・利根川洪水ハザードマップによる、洪水被害の及ばない地域であること。
- ・現在進められている、酒蔵跡地の再利用計画と並行して事業を実施することにより、中心市街地の活性化が見込まれること。
- ・市役所が中心市街地から移転することによる、既存商店街等への影響を抑えられること。

図7 新庁舎建設地の敷地の範囲



赤枠：候補地域、青枠：借地、緑枠：民間所有地

表7 土地所有の状況

市所有地	民間所有地		合 計
		うち借地分	
15,975.11 m ²	6,633.83 m ²	5,473.64 m ²	22,608.94 m ²

(2) 新庁舎建設の課題

岩井庁舎の敷地は大部分が第一種住居地域となっており、3,000 m²以上の事務所を建設することができないため、用途地域を変更する必要があります。

岩井庁舎に隣接する児童公園は、街区公園として都市計画決定されており、廃止又は面積を縮小する場合には、廃止又は縮小する面積と同じ面積以上の街区公園を設置する必要があります。

6 新庁舎の機能

新庁舎における機能については、「3. 新庁舎建設の基本的な考え方」を踏まえ、以下のとおり整理します。ここに記載された内容については、基本設計等を行う段階において、個別に検討を行うものとします。

(1) 行政サービス提供の場としての機能

- ① 来庁者が多い部署や関連性が高い部署を近接して配置することにより、短時間で用件を済ませることができる体制を整備します。また、総合窓口や分かりやすい案内表示を導入するとともに、ワンストップサービスの実現についても検討を行い、来庁者にとって便利で分かりやすい庁舎を目指します。
- ② 市の業務では、他人に聞かれない相談や、他人の目に触れてはいけない情報が記載されている書類などが多数あります。このため、プライバシーに配慮した窓口や相談室を整備します。
- ③ 政策立案や事務処理を合理的・効率的に行うために、適正な規模の執務スペースを確保するとともに、会議室や文書保管スペース等を整備します。

(2) 議会活動の場としての機能

- ① 市民の代表である市議会が、議決機関としての独自性を確保し、執行機関から提出された施策について十分に調査や審議を行い、円滑な議会活動を行うための機能を整備します。
- ② 市民に開かれた議会を実現するため、議会の傍聴や議会活動を市民に情報提供するための機能の充実を図ります。

(3) 市民の安全・安心を守る防災拠点としての機能

- ① 庁舎は、災害の発生時には災害対策本部となることから、耐震性や安全性に優れた構造とします。また、災害時における情報収集や情報発信を行うための通信設備や、これらの設備を稼働させるための非常用電源装置等の防災機能を充実します。
さらに、緊急時には職員が24時間体制で勤務することから、水や食料などの緊急生活物資を備蓄するための倉庫等を整備します。
- ② 災害の発生時において、庁舎は、市民の緊急避難所であり、安否や避難場所等の情報の提供場所、救援物資の受入れ・一時保管・配布場所、救助隊や災害ボランティアの受入れ場所など、様々な機能が想定されます。これらに柔軟に対応できるよう、設備やスペースを整備する必要があります。

(4) 市民のコミュニティ形成の場としての機能

- ① 市民協働のまちづくりを推進するため、市民同士、又は市民と行政が情報を共有してまちづくりを考えていくために、自由に利用できるスペースを整備します。
- ② 市民が気軽に立ち寄り、休憩したり雑談を楽しんだりできる、市民交流の場としての機能に配慮した庁舎の整備を行います。
- ③ 市民活動の発表や作品の展示等ができるスペースを確保することにより、市民活動をサポートする機能を充実します。

(5) 情報発信基地としての機能

- ① 地方分権の時代を迎え、市民ニーズを的確に把握するとともに、行政の透明性を確保し市民への説明責任を果たしていくために、行政情報や各種統計資料等を公開するためのスペースを充実します。
- ② 市では毎日、膨大な量の個人情報や行政情報を取扱うとともに、その情報を長い期間保管しています。これらの重要な情報に対する不正アクセスや、夜間や休日などの不正侵入に対して高いセキュリティ機能を確保します。

7 新庁舎建設の財源

(1) 事業費の推計

庁舎の建設事業費は、建物の構造やデザイン、設備の内容等により大きく異なります。また、既存庁舎の利活用方針によっても、変わってくる考えられます。このため、庁舎の建設事業費については基本設計等を行っていく過程で明らかにしていくこととし、厳しい財政事情の中で新庁舎を建設することから、建設費用の削減に努めるものとします。

(2) 新庁舎建設に見込まれる財源

庁舎の建設には膨大な費用が見込まれます。庁舎の建設に当たっては、国や県の補助を受けることはできません。このため、新庁舎を建設することにより、市が実施する他の事業への影響を少なくするため、華美な要素を排除するなど建設費用の削減に努めるものとします。さらに、事務事業の見直しや行政改革を推進することにより、財政の健全化に努めることが必要です。

新庁舎建設の財源としては、次のものが考えられます。

公共施設整備基金

公共施設整備基金とは、公共施設の建築や改築等の事業の資金に充てるために市が積立てを行っている基金です。

現時点における、市の公共施設整備基金の残高は 18 億 5,000 万円で、このうち庁舎建設分としては 9 億円となっています。新庁舎建設に向けて、今後も基金を積立てていくものとします。

合併特例事業債

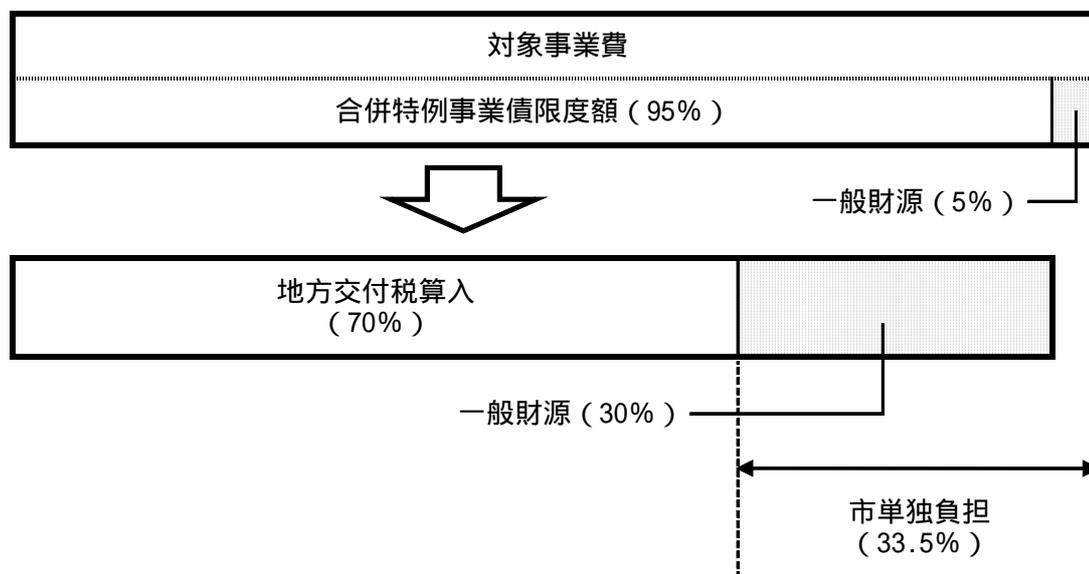
合併特例事業債とは、合併年度を含む 10 年間に限り起債することが認められている地方債です。対象となる事業は、合併した市町村が建設計画に基づいて実施する事業のうち、合併市町村のまちづくり建設事業(ハード事業)及び市町村振興のための基金造成(ソフト事業)に限られています。図 8 のとおり、対象事業費の 95% に充てることができ、償還の際には元利償還金の 70% が交付税措置されます。

本市における合併特例事業債の起債限度額は、146 億円(ハード事業分：131 億 1,000 万円、ソフト事業分：14 億 9,000 万円)です。平成 23 年度末の起債額は 76 億 180 万円で、主に道路や学校の整備に使われています。

また、合併特例事業債を起債できる期限は平成 26 年度末まででしたが、東日本大震災の発生により期間を 10 年間延長¹することが可能となり、本市においては平成 36 年度末まで延長することができることとなりました。

1. 東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律（平成 24 年法律第 36 号、平成 24 年 6 月 27 日公布）

図 8 合併特例事業債



その他の財源

本市は、東日本大震災における特定被災地方公共団体²であることから、震災復興関係の支援制度についても積極的に検討し、市の単独負担を少なくするよう努めます。

2. 東日本大震災に対処するための特別財政援助及び助成に関する法律第 2 条第 2 項及び第 3 項の市町村を定める政令（平成 23 年 5 月 2 日政令第 127 号）

8 新庁舎建設の時期

(1) 新庁舎建設の時期

岩井庁舎が東日本大震災により被害を受け、仮設庁舎で業務を行っている状況にあることから、できるだけ早い時期に新庁舎を建設する必要があります。庁舎建設のためには、用途地域の変更や地質調査、基本設計や実施設計等の作業を行う必要があります。これらの作業に2年程度の期間を要すると見込まれることから、平成27年度末の完成を目指すものとします。

(2) 庁舎建設のスケジュール

新庁舎の建設スケジュールは、概ね図9のとおりです。このスケジュールは現時点において想定しているもので、具体的なスケジュールについては、基本設計等を行っていく過程で示すものとします。

図9 庁舎建設スケジュール

年度・月 区分	平成24年度		平成25年度				平成26年度				平成27年度				平成28年度	
	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9
基本構想																
設計業者選定																
基本設計																
実施設計																
解体工事																
本体工事																
設備工事																
備品購入																
庁舎供用開始																
外構工事																

9 既存庁舎の利活用

(1) 岩井庁舎

岩井庁舎については、耐震性が低く安全性に問題があり、仮設庁舎において大半の業務を行っていることから、取り壊すものとします。

また、新庁舎の建設位置が岩井庁舎と隣接地であることから、岩井分庁舎の取扱いについては、具体的な新庁舎の建設位置や形状等を考えていく過程で検討していくものとします。

(2) 猿島庁舎

猿島庁舎については総合的な窓口を設置し、地域の住民サービスを低下させないよう配慮するものとします。取り扱う業務については、今後、地域の要望や意見を聞きながら検討していくものとします。

さらに、防災拠点としての利用や、周辺施設との一体的な利用について検討していきます。